

空き家バンク制度を始めます

～ あなたの住まなくなった家を登録しませんか？ ～

市では、移住・定住の促進と空き家の有効活用を図るため、6月から「空き家バンク制度」を開始します。
市内にある空き家を「売りたい」「貸したい」と考えている空き家の所有者の皆さん、空き家バンクに登録してみませんか。

☎市地域活力推進課（3階） ☎ 31 - 1147



ふるさとへの想いを「ふるさと納税」というかたちで受け取り、大切に活用していきます

ふるさと納税とは？

『生まれ育ったふるさと』や『心のふるさと』など、ふるさとを想う気持ちを「寄附」というかたちで届けることができる制度です。
寄附者が寄附金の使い道を指定することができます。また、ふるさと納税での寄附は、2,000円を超える部分について、所得に応じた一定額を上限に所得税と個人住民税の軽減を受けることができます。



市内に居住できる空き家を所有し、移住希望者に「売却」「賃貸」を希望する人は、市地域活力推進課までご相談ください。
現況を確認した後、登録可能な物件の場合、空き家バンクにて情報を公開し、移住・定住の促進につなげていきます。

空き家バンクに登録を

空き家バンク制度とは
空き家の増加は、景観を乱したり犯罪を誘発したりするなど、生活環境を悪化させるとともに、地域活力の低下にもつながります。
空き家バンクとは、市内の空き家を「売却」または「賃貸」したいと希望する所有者から寄せられた情報を、主に都市圏の移住希望者に向けて市ホームページで発信する仕組みのことです。移住・定住を促進することにより「地域活性化」を図ることを目的としています。

ふるさと納税を見直しました!!

国 制度の拡充

- ① 個人住民税所得割の特別控除額の上限アップ
1割 → 2割に拡充
- ② ふるさと納税の確定申告が簡単に!!
ワンストップで控除を受けられる仕組みを導入



市 お礼の充実

- ① 1万円以上の寄附をされた市外在住の方に特産品を送付（見直し前 5万円以上）
- ② 特産品を充実させた「特産品カタログ」を作成
- ③ 50万円以上の高額寄附者に「プレミアム特産品」を設定（本数限定）

※市外にお住まいの家族や親戚・友人などへの制度のPRや寄附の呼びかけをお願いします。

空き家バンク制度のイメージ図



空き家バンクへの登録をよろしくお願ひします。

地域活力推進課 瀬戸口 仁 定住相談員

補助制度を活用ください
空き家バンクには、次の費用の補助制度もありますので、ご利用ください。
●登録のために、屋内の家財道具等を処分する費用
●賃貸借した家屋の改修費用
●賃借した40歳未満の人の家賃や車両燃料費など

空き家バンクに物件登録できる人
●市内に空き家を所有し、市ホームページで空き家情報の掲載を希望する人（所有者は個人に限ります）
●空き家は、個人が居住するために建築した戸建ての物件であること
（賃貸や分譲等で収益を目的とした物件は対象外です）



平成 26 年度実績

●寄附状況

101人から約2,700万円の寄附が寄せられました。
寄附金については、魅力あるまちづくりを実現するため、基金として積み立てて、大切に活用します。

●活用状況

「平和公園の桜植樹」と「高隈山を活用したトレッキング誘客促進事業」に活用しました。今年度は、小・中学校の備品購入経費や野球場の備品整備等への活用を計画しています。
これからも魅力ある「ふるさと鹿屋づくり」のために活用しますので、多くの皆さんの応援をよろしくお願ひします。



☎市地域活力推進課（3階） ☎ 31 - 1147 <http://www.e-kanoya.net/htmbx/kikaku/furusatonouzei.html>